

令和6年12月釜石市議会定例会
議案等説明資料

釜 石 市

目 次

報告第6号	市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	1
報告第7号	市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	2
報告第8号	市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	3
報告第9号	市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	4
報告第10号	市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	5
報告第11号	市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	6
報告第12号	市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	7
報告第13号	市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	8
報告第14号	市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	9
報告第15号	市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	10
報告第16号	市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	11
報告第17号	学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	12
報告第18号	学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	13
報告第19号	学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について……………	14
議案第68号	釜石市ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専	

	決処分に関し承認を求めることについて……………	15
議案第69号	釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	16
議案第70号	釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	17
議案第71号	釜石市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例……………	18
議案第72号	釜石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例……………	19
議案第73号	釜石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例……………	20
議案第74号	釜石市部等設置条例等の一部を改正する条例……………	21
議案第75号	釜石市副市長定数条例の一部を改正する条例……………	22
議案第76号	釜石市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例……………	23
議案第77号	釜石市立集会所条例の一部を改正する条例……………	24
議案第78号	釜石市民泊施設条例の一部を改正する条例……………	25
議案第79号	釜石市営住宅条例の一部を改正する条例……………	26
議案第85号	市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し追認の議決を求めることについて……………	27
議案第86号	鵜の郷交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	28
議案第87号	釜石魚河岸にぎわい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	29
議案第88号	根浜海岸観光施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	30
議案第89号	釜石祈りのパークの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	31
議案第90号	いのちをつなぐ未来館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて……………	32
議案第91号	議決事項の一部変更に関し議決を求めることについて……………	33

議案第92号	釜石市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて……………	34
議案第93号	市道路線の認定に関し議決を求めることについて……………	35

報告第6号

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告 について

1 提案理由

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

岩手県内所在の団体

3 損害賠償の額

26,557円

4 損害賠償の原因

平成28年8月30日午後3時頃、釜石物産センター西側の駐車区画にて、市が管理するごみ置き用カーゴが台風第10号の強風により移動し、駐車していた相手方車両に衝突し、損害を与えたもの。

5 専決処分の日

平成28年12月1日

(担当課：商工観光課)

報告第7号

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告 について

1 提案理由

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

岩手県内在住の個人

3 損害賠償の額

410,715円

4 損害賠償の原因

平成28年8月30日午後3時頃、釜石物産センター西側の駐車区画にて、市が管理するごみ置き用カーゴが台風第10号の強風により移動し、駐車していた相手方車両に衝突し、損害を与えたもの。

5 専決処分の日

平成28年12月1日

(担当課：商工観光課)

報告第8号

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告 について

1 提案理由

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 損害賠償の額

47,023円

4 損害賠償の原因

平成28年8月30日午後3時頃、釜石物産センター西側の駐車区画にて、市が管理するごみ置き用カーゴが台風第10号の強風により移動し、駐車していた相手方車両に衝突し、損害を与えたもの。

5 専決処分の日

平成28年12月1日

(担当課：商工観光課)

報告第9号

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 損害賠償の額

28,037円

4 損害賠償の原因

平成29年8月9日午前11時40分頃、甲子町第16地割の市道上小川線を相手方車両が通行していたところ、側溝蓋が跳ね上がり、相手方車両の燃料タンクに損害を与えたもの。

5 専決処分の日

平成29年11月15日

(担当課：建設課)

報告第10号

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

東京都内所在の企業

3 損害賠償の額

21,341円

4 損害賠償の原因

平成29年10月17日午後0時30分頃、甲子町第8地割の市道大畑17号線を相手方車両が通行していたところ、側溝蓋が跳ね上がり、相手方車両のオイルパンに損害を与えたもの。

5 専決処分の日

平成30年8月23日

(担当課：建設課)

報告第11号

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内所在の企業

3 損害賠償の額

5,730円

4 損害賠償の原因

平成30年9月6日午後6時頃、甲子町第10地割の市道松倉堤防線を相手方車両が通行していたところ、舗装損傷箇所への接触によりタイヤがパンクし、相手方車両に損害を与えたもの。

5 専決処分の日

平成30年10月4日

(担当課：建設課)

報告第12号

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 損害賠償の額

155,138円

4 損害賠償の原因

令和2年3月20日午後3時頃、鵜住居町第25地割の市道箱崎半島線歩道上に設置していた案内看板が強風により飛ばされ、付近の駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両のバックドアガラスに損害を与えたもの。

5 専決処分の日

令和2年4月7日

(担当課：建設課)

報告第13号

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 損害賠償の額

625,229円

4 損害賠償の原因

令和3年10月14日午後6時頃、大字平田第2地割の市道上平田ニュータウン26号線を相手方車両が通行していたところ、側溝蓋が跳ね上がり、相手方車両のフロントフェンダー等に損害を与えたもの。

5 専決処分の日

令和4年1月11日

(担当課：建設課)

報告第14号

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

岩手県内所在の企業

3 損害賠償の額

157,436円

4 損害賠償の原因

令和5年6月18日午前11時30分頃、八雲町の市道八雲町2号線を相手方車両が通行していたところ、側溝蓋が跳ね上がり、相手方車両のサイドバンパー等に損害を与えたもの。

5 専決処分の日

令和5年7月13日

(担当課：建設課)

報告第15号

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

市道内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

岩手県

3 損害賠償の額

80,729円

4 損害賠償の原因

令和6年2月14日午後2時30分頃、甲子町第16地割の市道ふれあい湖畔線を相手方車両が通行していたところ、道路上の落石に気づかず車両が乗り上げ、相手方車両のフロントバンパー等に損害を与えたもの。

5 専決処分の日

令和6年11月22日

(担当課：建設課)

報告第16号

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告 について

1 提案理由

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 損害賠償の額

3,201円

4 損害賠償の原因

令和4年1月12日午後11時頃、大字平田第2地割のニュータウン改良住宅敷地内にて、当該住宅に設置したスロープが強風により移動し、市が指定する駐車場区画を利用していた相手方車両に接触し、相手方車両の背面右側反射板に損害を与えたもの。

5 専決処分の日

令和4年2月2日

(担当課：都市計画課)

報告第17号

学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の 報告について

1 提案理由

学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 損害賠償の額

26,352円

4 損害賠償の原因

令和元年5月27日午後0時10分頃、国道45号小白浜トンネル南側の歩道で釜石市立唐丹小学校及び唐丹中学校の総合的な学習の時間として実施した清掃活動中に、生徒の足に絡まった木片を本人が振りほどいた際、当該木片が車道内に飛んでしまい、国道を通行していた相手方車両に接触し、相手方車両のサイドアンダースカートの損害を与えたもの。

5 専決処分の日

令和元年7月1日

(担当課：教育委員会事務局学校教育課)

報告第18号

学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 損害賠償の額

101,659円

4 損害賠償の原因

令和元年7月31日午後0時45分頃、釜石市営プールを会場に釜石・大槌地区小学校水泳記録会が行われていたところ、教職員業務場所に設置していたパラソルが強風により飛ばされ、敷地内の駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の助手席側バンパー及びボンネットに損害を与えたもの。

5 専決処分の日

令和元年8月27日

(担当課：教育委員会事務局学校教育課)

報告第19号

学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

1 提案理由

学校の管理下における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により、報告するものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 損害賠償の額

209,457円

4 損害賠償の原因

令和元年7月31日午後0時45分頃、釜石市営プールを会場に釜石・大槌地区小学校水泳記録会が行われていたところ、教職員業務場所に設置していたパラソルが強風により飛ばされ、敷地内の駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の運転席側バンパー及びフェンダーに損害を与えたもの。

5 専決処分の日

令和元年8月27日

(担当課：教育委員会事務局学校教育課)

議案第68号

釜石市ひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて

1 提案理由

児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第259号)が令和6年7月31日に公布されたことにより、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)の一部が改正され、同年11月1日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正することに関し、令和6年11月1日付けで専決処分したことについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。

2 主な改正内容

引用する法令の条項番号の改正

3 施行期日

令和6年11月1日

(担当課：市民課)

議案第69号

釜石市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

令和6年10月18日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、釜石市一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の給料表の改正等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 給料表の改正 若年層の職員が在職する級号給を中心とした全体の給料月額を引き上げる。
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合の引上げ 年間「1.375月分」を「1.40月分」にする。
 - ・令和6年12月期 0.7125月分(令和6年6月期0.6875月分との年間調整)
- (3) 一般職の職員の勤勉手当の支給割合の引上げ 年間「2.00月分」を「2.10月分」にする。
 - ・令和6年12月期 1.10月分(令和6年6月期1.00月分との年間調整)
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合の引上げ 年間「0.975月分」を「1.00月分」にする。
 - ・令和6年12月期 0.5125月分(令和6年6月期0.4875月分との年間調整)

3 施行期日

- 2(1) 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2(2)・2(3)・2(4) 公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

(担当課：総務課)

議案第70号

釜石市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

釜石市特別職の職員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

期末手当の支給割合の引上げ 年間「3.40月分」を「3.45月分」にする。

- ・令和6年12月期 1.75月分(令和6年6月期1.70月分との年間調整)

3 施行期日

公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

(担当課：総務課)

議案第71号

釜石市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

釜石市議会議員の期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

期末手当の支給割合の引上げ 年間「3.40月分」を「3.45月分」にする。
・令和6年12月期 1.75月分(令和6年6月期1.70月分との年間調整)

3 施行期日

公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

(担当課：総務課)

議案第72号

釜石市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

令和6年10月18日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、特定任期付職員の給料表の改正及び期末手当の支給割合を引き上げることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 給料表の改正 全体の給料月額を引き上げる。
- (2) 期末手当の支給割合の引上げ 年間「3.40月分」を「3.45月分」にする。
 - ・令和6年12月期 1.75月分(令和6年6月期1.70月分との年間調整)

3 施行期日

- 2(1) 公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。
- 2(2) 公布の日から施行し、令和6年12月1日から適用する。

(担当課：総務課)

議案第73号

釜石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

1 提案理由

令和6年10月18日に発出された岩手県人事委員会の勧告を参考として、会計年度任用職員の給料表の改正をすることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

給料表の改正 一般職の行政職給料表のうち職務の級1級を参考とし、全体の給料月額を引き上げる。

3 施行期日

公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(担当課：総務課)

議案第74号

釜石市部等設置条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

組織機構の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 釜石市部等設置条例の一部改正
 - ・「文化スポーツ部」の廃止に伴う規定の削除
 - ・部廃止に伴う各部の分掌事務の見直し
- (2) 釜石市財産評価委員会条例の一部改正
 - ・「資産管理課」を「財政課」に改める。
- (3) 釜石市風力発電推進委員会条例の一部改正
 - ・「国際港湾産業課」を「企業立地港湾課」に改める。
- (4) 釜石市環境調和型社会形成委員会条例の一部改正
 - ・「国際港湾産業課」を「企業立地港湾課」に改める。

3 施行期日

令和7年4月1日

(担当課：総務課)

議案第75号

釜石市副市長定数条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人口減少及び行財政運営の状況を考慮し、副市長の体制の在り方の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

副市長の定数を「2人」から「1人」に改める。

3 施行期日

公布の日

(担当課：総務課)

議案第76号

釜石市長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

長期継続契約を締結することができる契約の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

長期継続契約を締結することができる契約に次の2つを追加する。

(1) 医療機器

庁内の複数の部署においてAEDの賃貸借契約を締結しているが、人命にかかわる当該機器については継続して設置しなければならない、事務の取扱いを簡便にするため追加するもの。

(2) ソフトウェアの使用許諾

近年普及してきているソフトウェアの使用許諾契約(ライセンス契約)については、現行の規定にある「ソフトウェアの借入れに関する契約」を適用し長期継続契約を締結しているが、令和2年度に総務省から、ソフトウェアの使用許諾契約は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の17に規定する役務の提供に該当するとの考え方が示されたことから、規定に追加し、明確化を図るもの。

3 施行期日

令和7年1月1日

(担当課：財政課)

議案第77号

釜石市立集会所条例の一部を改正する条例

1 提案理由

集会所の新設及び廃止に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 老朽化した「中小川集会所」を廃止し、「上小川・中小川集会所」を新設することから、第2条の表中の名称と位置を改正する。
- (2) 令和6年3月31日付で釜石市消防団第5分団第6部が閉部となり、大橋地区コミュニティ消防センターが集会所機能のみとなったことから「大橋集会所」として新たに第2条の表に追加する。

3 一部改正に伴う関係条例の改正

釜石市コミュニティ消防センター条例の一部改正

- ・「大橋地区コミュニティ消防センター」の規定の削除

4 施行期日

- 2(1) 令和7年2月1日
- 2(2)・3 令和7年4月1日

(担当課：生活環境課)

議案第78号

釜石市民泊施設条例の一部を改正する条例

1 提案理由

物価や人件費の高騰等に起因する委託料の値上げによる経費増額への対応、また、衛生上及び利用者の安全確保を考慮し、部屋単位及び貸切での利用に対応するため利用料を見直しすることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 利用料の区分を「1人当たり」から「1部屋当たり」及び「1棟当たり」とする。
- (2) 区分変更に伴う利用料の上限を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表(第9条関係)				別表(第9条関係)			
	区分	利用料(一泊)	摘要		区分	利用料(1泊)	摘要
大人	1人利用	11,000円	1室利用1人当たり	1部屋	1棟	36,000円	4人まで
	2人利用	10,500円					
	3人利用	10,000円					
	4人利用	9,500円					
小人(小学生以下)		6,600円					
乳幼児(小学生未満の者をいう。)		無料。ただし、独立して寝具を使用する場合は2,200円					

3 施行期日

令和7年1月1日

(担当課：商工観光課)

議案第79号

釜石市営住宅条例の一部を改正する条例

1 提案理由

本条例で引用する配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正及び野田市営住宅の一部を用途廃止することに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 主な改正内容

- (1) 引用する法令の条項番号の改正
- (2) 野田町五丁目(野田団地)に位置する野田市営住宅の規定の削除

3 施行期日

公布の日

(担当課：都市計画課)

議案第85号

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する和解及びこれに伴う損害賠償の額を定めることに関し追認の議決を求めることについて

1 提案理由

市有地内における車両損傷事故に係る損害賠償事件について、本来、必要な和解及びこれに伴う損害賠償の額を定める議決を得ていなかったことから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の追認による議決を求めるものである。

2 相手方

市内在住の個人

3 和解の内容

- (1) 釜石市は、相手方に対し本件事故に関する一切の損害賠償金として526,187円を、相手方が指定する口座に支払う。
- (2) 今後本件に関しては、釜石市、相手方間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

4 損害賠償の額

526,187円

5 損害賠償の原因

平成28年8月30日午後3時頃、釜石物産センター西側の駐車区画にて、市が管理するごみ置き用カーゴが台風第10号の強風により移動し、駐車していた相手方車両に衝突し、損害を与えたもの。

(担当課：商工観光課)

議案第86号

鶉の郷交流館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

鶉の郷交流館の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 公の施設の名称
鶉の郷交流館
- (2) 団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 指定の理由

鶉住居駅前地区公共施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：商工観光課)

議案第87号

釜石魚河岸にぎわい館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石魚河岸にぎわい館の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 公の施設の名称

釜石魚河岸にぎわい館

(2) 団体の名称

株式会社 かまいしDMC

(3) 期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 指定の理由

釜石魚河岸にぎわい館・根浜海岸観光施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：商工観光課)

議案第88号

根浜海岸観光施設の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

根浜海岸観光施設の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 公の施設の名称
根浜海岸観光施設
- (2) 団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 指定の理由

釜石魚河岸にぎわい館・根浜海岸観光施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：商工観光課)

議案第89号

釜石祈りのパークの指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

釜石祈りのパークの指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

- (1) 公の施設の名称
釜石祈りのパーク
- (2) 団体の名称
株式会社 かまいしDMC
- (3) 期間
令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 指定の理由

鵜住居駅前地区公共施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：都市計画課)

議案第90号

いのちをつなぐ未来館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

いのちをつなぐ未来館の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 内 容

(1) 公の施設の名称

いのちをつなぐ未来館

(2) 団体の名称

株式会社 かまいしDMC

(3) 期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

3 指定の理由

鶉住居駅前地区公共施設指定管理候補者選定委員会を開催し審査した結果、上記団体が指定管理候補者に選定されたことから、指定管理者として指定しようとするもの。

(担当課：文化振興課)

議案第91号

議決事項の一部変更に関し議決を求めることについて

1 提案理由

令和3年3月釜石市議会定例会において議決を得た議案第31号大橋地区コミュニティ消防センターの指定管理者の指定に関し議決を求めることについての一部を次のように変更しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 一部変更の内容

【変更前】

指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

【変更後】

指定の期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

3 変更理由

釜石市消防団第5分団第6部の閉部により、大橋地区コミュニティ消防センターを廃止することから、指定管理者の指定の期間を変更しようとするもの。

(担当課：消防課)

議案第92号

釜石市過疎地域持続的発展計画を変更することに関し議決を求めることについて

1 提案理由

令和3年9月釜石市議会定例会において議決を得て計画した釜石市過疎地域持続的発展計画について、令和6年度過疎対策事業債の借入れに伴い、計画を変更しようとするもので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 変更の内容

事業内容の変更

【2 産業の振興】

計画本文28ページ及び事業計画の表に(5)その他「釜石港振興事業」を追加する。

(担当課：総合政策課)

議案第93号

市道路線の認定に関し議決を求めることについて

1 提案理由

新たに1路線を市道に認定しようとするもので、道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 市道路線の認定に関し議決を求める路線

◎大畑27号線

所有者から寄附の申し入れがあった私道が受け入れに必要な条件(認定基準)を満たしていることから、市道に認定しようとするもの。

延長	幅員	起点	終点
63.8m	4.0~10.2m	釜石市甲子町第9地割	釜石市甲子町第9地割

(担当課：建設課)

市道認定平面図

市道名	大畑 27 号線
延長	63.8m
幅員	4.0m~10.2m
起点	釜石市甲子町第 9 地割
終点	釜石市甲子町第 9 地割



